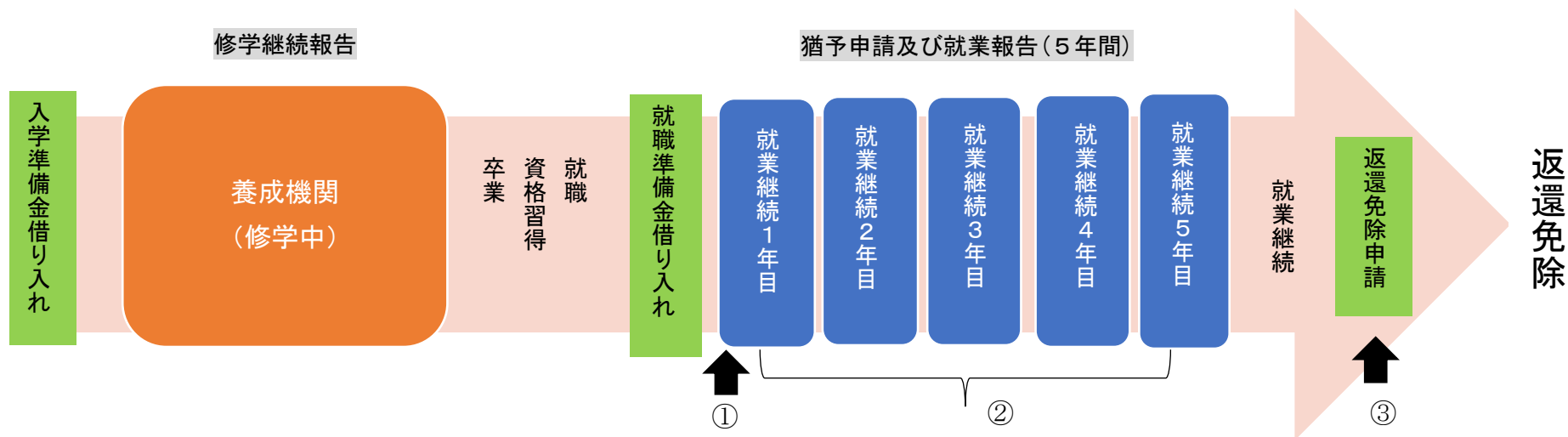


ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借入れから償還免除までの流れ  
資金の借入れから就業継続（5年）後の返還免除まで



修学継続報告(養成機関在学中)

養成機関での修学中は、在学期間中毎年度4月、8月、12月に在学証明書の写しを本会に提出してください。

猶予申請及び就業継続報告(5年間)

- ① 就業開始後(初年度)は、返還猶予申請書(様式第11号)とあわせて就業継続していることを業務従事届(様式第8号)に必要書類を添付して本会へ提出してください。
- ② 就業継続期間中(2年目以降)は、従事期間証明書(様式第10号)を毎年度4月に本会へ提出してください。
- ③ 5年間の就業継続後、返還免除申請書(様式第7号)とあわせて就業継続していることを従事期間証明書(様式第10号)に必要書類を添付して本会へ提出してください。

注：届出が提出されない場合は、返還が発生することもありますので、ご注意ください。